



請 願 書

(請願名)

ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める
意見書提出方請願

紹介議員

米沢市議会議員 小久保 広信

//

//

//

//

//

//

//

請願者住所 山形市大字漆山字行段1422番地

氏 名 一般社団法人山形県ハイヤー協会

会長 石 川 康 夫

電 話 023 (686) 2505

請願者住所 山形市木の実町12-37

氏 名 全国自動車交通労働組合連合会 山形地方支部

執行委員長 遠 藤 栄 二

電 話 023 (641) 5515

平成30年 8月27日

米沢市議会議長 島 軒 純 一 様

件名 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について

要旨 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書を国会及び政府並びに関係機関に提出して下さるようお願いいたします。

請願の趣旨

タクシー事業は、地域生活に欠かせない安全・安心で快適・便利なドア・ツー・ドアの個別輸送機関であり、急速に少子高齢化が進展する中、地域住民や交通弱者のための移動手段として大きな役割を果たしている。加えて、スマートフォンによる配車サービスの普及促進、ユニバーサルデザインタクシーや観光タクシーの充実、地元自治体等の要望を踏まえた乗り合いタクシーの展開を行うなど、多様化する利用者ニーズに対応した新たな取り組みを的確に実施している。こうした中、規制改革の推進やシェアリングエコノミーの成長を促すという名目で、インターネットを利用した「ライドシェア」の容認を求める動きが活発化している。

しかしながら、「ライドシェア」は、その事業主体が運転者の仲介のみを行う業務形態であるため、事業主体が運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車の運転者のみが運送責任を負う形態を前提としており、安全の確保や利用者の保護等の観点から大きな問題が生じることが懸念されている。仮に、こうした行為が無秩序に容認されることとなれば、道路運送法、道路交通法、労働基準法等の様々な法令を遵守し、安全確保のためのコストを掛け、国民に安全・安心な輸送サービスを提供するタクシー事業の根幹を揺るがすとともに路線バスや鉄道も含めた公共交通に大きな混乱をもたらすおそれがある。

よって、国においては、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1. 「ライドシェア」は、利用者の安全・安心に極めて大きな懸念のある業態であり、その容認を行わないこと。
2. 地域において大きな役割を担っているタクシーはもとより、バスや鉄道を含めた地域公共交通維持・発展に向けた総合的な諸施策を講ずること。

以上、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

平成30年8月27日

請願者

山形県山形市大字漆山字行段 1422 番地

一般社団法人山形県ハイヤー協会

会 長 石 川 康 夫



電話番号 023-686-2505

山形県山形市木の実町 12-37 大手門パルズ 4 階

全国自動車交通労働組合連合会 山形地方本部

執行委員長 遠 藤 栄 二



電話番号 023-641-5515

090-7328-6813

米沢市 議会議長 島 軒 純 一 殿